

庸は能くすべからずと云ふが如しと宣ひき。又他日利常卿渡御あつて、評判の事を給ひて、平の泰時、時頼皆武臣のすぐれたる人也。足利家にては、細川頼之程の忠臣あるべからずと感給ふ也。此の三人の内にては、泰時の器量勝りたるよし、其後も度々御感じ被成たる也。光高卿は、頼之誠に君子人なるべし。曾子曰可以託六尺之孤。可以寄百里之命。臨大節而不可奪也。君子人與。君子人也。是に相叶ふと宣ひき云々。と載せたり。今按ずるに、正的筆記と題號あれば、正的といへる人の筆記也。是即ち可觀小説等に見わたる法華法印ならんか。拾葉名言記に、利常卿御家督以後御咄衆とて承り傳ふる分、津田道句今枝宗仁、法華法印云々。と載せれば、法華法印は、利常卿の御咄相手に罷出でたる人なる事知られり。異本夜話録に、微妙公は太閤の家風を殊の外御慕ひ、信玄の事は少しも御意無之。それゆゑ甲陽軍鑑などは且て御覽不被成、常々太平記・東鑑或は徒然草など毎度御覽被成候由、藤田氏話也。とあり。藤田安勝筆記にも、武田信玄は小き仕形、天下杯を心懸くるものは、あの休にては成不申由御意被成。とあ

り。されば世子光高卿と共に、法華法印が太平記評判の兵學を聽聞し給ひたるなるべし。拾葉名言記に、利常卿のこゝとを述べて、筑前は學文に心を寄すれど、軍の心は合点仕るまじ。我等家の軍法に第一の秘傳あり、御相傳可被遊哉と、富田善左衛門を以被仰進處、忝きよし被仰上、則善左衛門に誓詞被仰付、御相傳有之。とある軍法は、前田家に傳來せる軍法にて、法華法印の兵法とは異なるべし。

○東照宮社

俗に權現堂と稱す。此の社は徳川幕府の祖家康公の靈を祀れり。舊藩四世少將光高卿の時、幕府へ請うて東叡山より勸請せらるゝ故に、舊藩中甚だ以て鄭重に祭典の式ありて、城内に祀られたり。抑、當社創立の來歴を考ふるに寛永系圖傳に、少將光高、寛永十七年十一月廿八日以酒井讚岐守・望、勸請東照大權現於加州金澤城北郭内事。既達將軍家。許之。其後光高登營拜謝之。次仰曰、聞欲崇大權現于加賀國。其志不淺。其敬又至。筑前守者我甥也。非他也。宜祭大權現以鎮國家。且爲軍神也。光高拜謝而退。他日讚岐守再述鈞命議定其事。於是遂營靈廟。と載せられたり。按

するに、少將光高卿の母堂天徳院君は、秀忠將軍の息女にて、三代將軍家光公の甥也。殊に光高卿の小君も家光將軍の養君なり。故に旁、此の擧に至れりと想像す。拾葉名言記に云ふ。少將様御家督御拜領被遊、金澤に權現堂御建立被成度思召よし、利常様へ御相談被遊に、如何様とも筑前次第との御返事也。故に被得上意御建立被成たり。其後筑前は、若氣の至りにて入らざる事を仕るとの御意也。其由筑前様の御耳に入りけるに、利常様の御前へ御出被成、權現堂の儀は最前入御耳申處、如何様共と被仰出に付、建立仕處、只今の御意には、不可然思召よし承り、迷惑仕段被仰上ける處、利常様如何にも左思ふ。されどもかりにも公儀を兼ねたる事、其方は日本一人の大名、左被申事を、父子にても留むる事は、公儀如何と存じ、分別次第と申したり。只今大姫様被爲入事なれば、一旦さもあらん。退いて思ふに、末孫に成り何とくだけんも不知也。末々に成り、以の外六ヶ敷事也。淡路・飛騨杯が申さば留めん。其方は又あれらとは違ふ。我等とて留可申儀にあらず。惣じて左様の手の不入事は、相談の以前に能く分別有度事也と御

意也。少將様御心服被遊と也。又微陽兩公遺事に云ふ。陽廣院様の時、權現堂の御宮を御城中に御建立被遊時、微妙院様の御聽に被達候處、高田慶安まで御意被遊候者、不功成儀と許被仰。其後御説に、都て國主は國之末代を心に懸け、仕置仕儀肝要に思ふ也。若し天下改り、權現宮同事之儀出來之時造替すべく、先宮は何れへ遷宮可致哉。加様之堂杯は城外二三里も脇に營作を構へ可然之由被仰と。平次按ずるに、寛永の創立より既に二百廿餘年、廢藩の際當社の所置方に付いても、利常卿の名言實に感佩すべし。さて其の頃利常卿の披露狀等あり。左の如し。

舊冬筑前守致御目見候刻、權現様御宮於國本勸請被仰付候御禮申上候處、忝上意之趣申聞、誠以難有仕合御座候。彌以御序可然様被仰上可被下候。將又拙者儀御取成之由、毎度過分之至存候。爲御禮令啓達候。恐惶謹言。

正月廿七日 松平肥前守利常 判

酒井讚岐守様 人々御中

將軍様御機嫌能、筑州茂無事候間、可御心易候。仍家之系圖書出被仰出候由承候。貴家者菅家之由御物語候。幸權現